

令和元年度第2回高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する
検討委員会 議事録について

- 1 日時
令和2年2月12日（水）午後6時から午後8時まで
- 2 場所
高知県庁本庁舎 1階 正庁ホール
- 3 出席者

	機関名	職名	氏名	備考
委員長	高知県立精神保健福祉センター (ひきこもり地域支援センター)	所長	山崎 正雄	
副委員長	高知県臨床心理士会 (高知県公立大学法人高知工科大学)	会長 (教授)	池 雅之	
委員	厚生労働省高知労働局職業安定部	職業対策課長	松浦 光子	
委員	高知県精神科病院協会 (高知鏡川病院)	医師	鎌倉 尚史	
委員	高知大学医学部神経精神科学教室	特任教授	高橋 秀俊	
委員	高知県精神保健福祉士協会	会長	宮本 彰	
委員	高知県介護支援専門員連絡協議会	会長	廣内 一樹	
委員	社会福祉法人高知市社会福祉協議会事務局共に生きる課 高知市生活支援相談センター	センター長	石元 慎次	
委員	社会福祉法人高知県社会福祉協議会事務局地域支援部地域・生活支援課	課長	間 章	
委員	こうち若者サポートステーション	所長	松木 優典	
委員	特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会高知県支部	支部長	坂本 勲	
委員	高知市健康福祉部	健康推進担当 理事	豊田 誠	代理： 地域共生 進担当参 事山本聡
委員	いの町ほけん福祉課	課長	澁谷 幸代	
委員	高知県心の教育センター	所長	植村 昌史	
委員	高知県保健所長会 (高知県安芸福祉保健所)	会長 (所長)	福永 一郎	

令和元年度第2回高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する 検討委員会 議事録

1 開会

(事務局) 定刻となりましたので、ただいまから、「令和元年度第2回高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会」を開催いたします。委員の皆様には何かとご多用のところ、本委員会にご出席をいただき誠にありがとうございます。それでは、開会に先立ちまして、高知県知事の濱田から、ご挨拶を申し上げます。

2 知事あいさつ

(知事) 高知県知事の濱田省司でございます。

本日は各委員の皆様方、夕方以降の大変ご多用な中でこういう形で委員会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

私、今回が昨年末知事に就任いたしまして当委員会が初めての機会になりますので、一言ご挨拶をさせていただければと思います。

私自身、昨年度秋の知事選挙に控え、県内各地で県民の皆さま方とお話をする中で、自分が子供の頃に比べて随分と増えたなと思いましたが、発達障害とか不登校と言われるより若い年齢層の方々の問題でございました。そしてさらに、それからもう少し年齢を重ねてこられると、この委員会のテーマになっております「ひきこもり」という方々の問題になって来るのかなというふうに感じている次第でございます。

8050問題ということも言われますし、昨今、国の方ではいわゆる就職氷河期の方々の就職対策が大きな政策テーマとなってきていると思います。

その後、恐らく年齢的には40歳前後の方々が想定されるのかなということだと思いますし、そうした意味で現在多くのひきこもりと言われる方々も、先般、内閣府が「全国で115万人」という表示をなされたと思います。そちらもまたご説明あるかもしれませんが、単純に人口比例で計算しますと、高知県内でも6,000人位の規模の方がそういった状態だというような推計も成り立つというわけでございます。本当にこのテーマは非常に多くの人を念頭に検討していかなければならないというところでございますし、またこのテーマは非常に行政にとりましても多くの分野に関わる問題だと思います。

障害者施策なども関連した福祉の部門が、いわば保健福祉の部門が中心になってくると思いますが、ただいま申し上げたような文脈で教育の方も関係してくると思いますし、さらに最終的な自立の局面まで捉えますと雇用の問題も関係してきます。雇用となりますとほぼ全庁的にしっかり、このひきこもりの方々の就労支援という形でどういう職を提供できるかという観点に立ちますと、全庁的に議論していかないといけない。なかなか多岐に渡った問題であるというふうに考えております。そういう意味でも本委員会におきましては、保健、医療、福祉はもとよりでございますけれども、教育、雇用、そういった各分野の専門家の先生方にお集まりをいただいております。

こうした委員の先生方のご意見をいただきながら高知県のひきこもり対策、しっかりと充実をさせていきたいというのがこの委員会の設置の趣旨だと理解いたしております。どうかよろしくお願いたしたいというふうに思います。

現在、日本一の健康長寿県構想、尾崎県政から続けております構想でございますが、これの第4期の計画の策定の作業を進めておまして、令和2年度の予算の検討作業と平行いたしまして、もう大詰めの段階になっています。そうした中でも、このひきこもりの人への支援の充実という問題につきましては、重点テーマの1つとして取り上げてまいりたいと考えております。

この概要につきまして、後程、また事務局の方からご説明をさせていただきますけれども、

昨年10月に委員会の1回目の会議があったとお聞きしております。

こういった中でいただいたご意見も踏まえまして、まずはひきこもりの方々の実態把握というところからスタートしなければいけないだろうと。それが第一だと思います。2点目にそうした方々のアセスメント、それから相談支援体制の強化、そういったところも図っていかねばいけないという課題があるだろうということ。3点目には社会参加を促していくということで、1つは居場所作り。先程も申しました就労支援というような問題も、自立に向けての大きな問題だというような認識を持っております。特に県民の方々からお聞きをした、当事者の親御さんなどからお聞きした話といたしましては、いきなりフルタイムで責任のかなり重い仕事に就くというのは正直、辛い部分がある。短時間でも、あるいは負担の軽い仕事からでも入れる道があれば。これは片方で私自身の思いとしてはこれだけ人手不足も言われている時代でもございますので、これは経済全体を考えましても、ひきこもりと言われている方々に自立をいただく中で就労の機会を得ていただくということも、非常にその観点からしても大事なことだという思いがございます。

そうした中で就労の問題などに関しましても、本当に農福連携の話なども含めまして全庁的なテーマとして勉強していかねばいけない問題だというふうに認識をいたしております。そういった点も含めまして、この委員会におきまして委員の皆様には是非、忌憚りの無いご意見を活発にお寄せいただきまして、ただ今、県で取り組もうとしておりますひきこもりの方々への支援策のあり方に関しましてご意見、またご助言を頂戴できれば大変ありがたいと思います。どうかよろしくお願いを申し上げますとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

(委員の代理出席の報告)

3 議事

(1) ひきこもりの人への支援の方向性及び令和2年度の取組（案）について

(委員長) はい、よろしくお願いたします。

ひきこもりの人等に対する支援のあり方について第2回の検討になりますけれども、第1回の時に様ような分野の方々に詳しく、それぞれの分野からの視点でひきこもりの方に対するご支援のお話いただいたかと思ます。

先程、知事の方のご挨拶でも伺いましたけれども、ひきこもりの人等に対する支援は、一朝一夕でできるというようなものでもございませんし、中長期的にどういうふうなひきこもりの人への支援ができるかというところで委員の方々には本当に忌憚の無いご意見を県の施策に対しても寄せていただければというふうに思ますので、本当にいろんな意見を出していただければというふうに思っております。

それでは会議次第に従いまして進めていきたいと思ます。

まず、「(1) ひきこもりの人への支援の方向性及び令和2年度の取組（案）について」事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは「議事資料1」をお開き下さい。「ひきこもりの人への支援の充実」というタイトルが付いてございます。

まず「1. 現状」でございます。県内でひきこもりの人につきましては先程、知事の方からも申しあげました通り、内閣府の調査結果に基づく推計を見ますと県内に6,000人程度いらっしゃるというふうになっておりますけれども、昨年12月に当課の方で各市町村に調査をした結果によりますと26の市町村で「把握している」あるいは「ある程度把握している」とお答えをいただきましたけれども、実際人数といたしましては435人の把握という状況に留まっているということでございました。

また、ひきこもり地域支援センター、こちらは高知県立精神保健福祉センターの中にごございますけれども、こちらの方での取組状況といたしまして、相談件数としましては平成30年度に1,073件の相談がありましてひきこもり地域支援センターとしましては、「市町村におけるケース会議等への支援」ということで参加をしてスーパーバイズをしているところでございます。

ひきこもり地域支援センターでは、平成21年度から継続してこの取り組みを行っているところでございますけれども、そういったこともございまして、いの町、須崎市等では、全国に先駆けて市町村単位のひきこもり支援に対する取組が始まっているといったような状況でございます。

また、県が支援している当事者の居場所としては4箇所、そして中間的就労の受入れ支援の状況としましては、生活困窮の事業の方で実施しております訓練事業所、こちらが県内10箇所ございますけれども、平成30年度受入れ実績が無かった。また、就労体験拠点施設を通じた障害のある方の就労体験というところですが、こちら16箇所延べ33名ということで利用としては少ない状況に留まっているといったような現状がございます。

こういった現状を踏まえまして、「2. 課題」といたしまして、「県内のひきこもり状態にある人の実態が十分に把握できていない。」、また「市町村等における相談支援体制が十分ではない。」、そして、「安心して過ごすことのできる居場所が身近にない。」、最後に「中間的就労を受け入れる事業所が少なく、希望者のニーズに対応できていない。」といったような課題があるというふうに考えているところでございます。

そして、「3. 今後の取り組みの方向性」といたしまして、まず、この委員会におきまして「ひきこもりの人やその家族への支援策を抜本的に強化」するということ。そして早急な対応を求められる課題につきまして「個別ケースの把握（市町村ごとの実態把握）」、あるいは「適切なアセスメントによる相談支援の強化」。そして「居場所確保の支援」、「社会参加に向けた支援の強化」といった取組をまず始めるといったようなことを考えているとこ

ろでございます。

その下の簡単なスケジュールがございますけれども、令和2年度は対策の強化策を取りまとめまして、令和3年度以降は「対策の推進」と「PDCAサイクルによる対策の点検・見直し」をこの検討委員会を通じて実施していきたいというふうに考えております。

この資料の最後になります、「4. 令和2年度の取り組み」でございます。

まず「1. ひきこもりの人の実態把握」といたしまして、ひきこもりの実態把握調査を来年度実施したいというふうに考えております。このことにつきましては後で詳しく説明させていただきますので説明につきましては割愛させていただきます。

そして、「2. 相談支援」でございます。ひきこもり地域支援センターの体制拡充いたします。ひきこもり支援コーディネーターを1名増員することによりまして、地域支援をさらに強化していくというのを考えております。また、そういった体制強化によりまして、先程申し上げたような市町村等におけるケース会議でのスーパーバイズの展開、あるいはひきこもり支援者連絡会議、そういったところで支援者が集まっていた中で関係機関の連携体制の充実などにも図ってきたいというふうに考えております。また、市町村等の支援者を対象とした支援技法等の研修の充実ですとか、自立相談支援機関の体制強化としてアウトリーチ支援員を3名程度配置するといったことにも取り組んでまいりたいと思っております。

また若者サポートステーションにおきましては、これまで39歳までを対象としておりましたが、来年度からは40代にも就労支援を開始といったようなことができるようになってまいり予定でございます。また、家族会による家族支援及びピア相談ということでございまして、今回委員にもなっていていただいております、KHJ全国ひきこもり家族会連合会高知県支部さんにこういったこともお願いできればというふうに考えているところでございます。

次に、「3. 居場所等」につきましては、現在行っております支援策に併せまして、来年度は居場所マップの提供ということで取り組みを進めていきたいと考えています。具体的には、高知市が運営されている高知くらしつなげるネット、こちらの方に居場所づくりについて支援を行っているような民間団体の方への掲載の支援を行ったり、あるいは居場所に活用できる既存施設をリスト化しまして支援者への情報提供を行うといったようなことを進めていきたいというふうに考えております。

最後に、「4. 社会参加に向けた支援」につきましては、就労体験・就労訓練につきまして、より多くの事業主の方にそういった訓練・体験を受けていただけるように受入事業主の方への助成制度を創設するというのを考えているところでございます。また、今年1年、ひきこもり者等就労支援コーディネーターを高知市に1名配置しておりますけれども来年も1名増員して支援の体制を強化していきたいというふうに考えています。また、テレワークや農福連携につきましても、来年度こういった方々の就労に繋がる機会として充実を図ってまいりたいと考えています。

それでは、「議事資料2」をご覧ください。先程、課題として挙げさせていただきました相談支援ですけれども、考え方の補足という資料で提出させていただいております。上段の中程に「相談支援」という囲みがございまして、日頃、ひきこもりの人に対応する中で皆様十分ご存じのことかと思っておりますけれども、ひきこもりの方につきましては、左の方にございますようにひきこもりの状態は様々でございます。対人恐怖等がございまして、全くご本人に接触できない方から日常的なコミュニケーションが可能な方まで様々でございます。

また、ひきこもりになった原因につきましても身体的な疾患であったり、障害であったり、あるいは学力や業績の不審などとといった「本人要因」であったり、あるいは虐待、家庭不安等の「家族要因」、そして、いじめ、就職活動での挫折等の「社会要因」、最後に、経済的に困窮しております。あるいは経済的に安定していることでかえって困っていない、といったところが問題となっているような場合も含めまして、「経済要因」といったような複雑な要因が絡まり合って極めて個別性の高いような状況がございます。こういった方々への支援を行うに当たりましては、多重的・重層的なアセスメントというものが非常に重要だというふうに認識をしているところでございます。なお、この資料の下半分につきましては、これまでの県の取組につきましても病後から支援に至るような流れを並べさせていただいておりますが、こういった取り組みなどを見ましても先程課題として挙げさせていただいたような、

まだまだ足りない部分があるということが分かっているところでございます。

それでは、「議事資料3」をお願いいたします。「ひきこもりの人の社会参加に向けた支援の流れ」でございます。来年度以降こういった形で支援を進めていきたいというところで作らせていただいたものでございます。左の端の「相談支援」から「居場所参加」、「中間的就労等」、そして最後、「社会参加」へという形で支援が上手く流れていければということになります。

この中で来年度特に重要となってまいりますのは個別ケースのアセスメントに係るという部分でございます。左の下の部分に「市町村の個別ケース検討会議」という囲みがございます。ひきこもりの方の情報につきましては、市町村の社会福祉協議会でありますとかあるいは地域包括支援センター、といったいろんなところに最初に入ってきてそういった情報をまずは市町村に一旦集めていただいて、市町村が個別のケースに対する検討会議を開くといったようなことを来年度、こういった形で進めていければなというふうに考えているところでございます。

この検討会議につきましては左側でございますように、構成機関といたしまして市町村、自立相談支援機関の他、福祉保健所や医療機関、あるいは、若者サポートステーションやジョブカフェ等、色々ここに挙げさせていただいているところでございますけれども、個別のケースの状況によりまして、ご参加いただく構成機関は変わってくるというふうに考えております。

こういった方々にお集まりいただきまして、多職種によるアセスメントを行うことで支援方針や、役割分担を決定していくといったようなことを考えているところでございます。

アセスメントにつきましては、実際その方の状況によりまして家族へのアプローチしきれない方からご本人にアプローチできるような状態の方、あるいは居場所などの集団の場合の参加から可能な方、そして、社会参加のところへいきなりいけそうな方、といったような方がいらっしゃると思います。また、ひきこもりの分類につきましても、この下に丸が3つございますが、精神疾患が疑われる方、あるいは発達障害が疑われる方、どちらにも該当しないような方がパーソナリティ群という形で分類させていただくようになっておりますけれども、そういったことの組み合わせによりまして支援方針、役割分担の決定を決定していきたいというふうに考えているところでございます。

ここに支援方針のケース例ということで4つほど書いてございます。もちろんですね、ここに書いてある4つはあくまでも例ということでございまして、こういったこと以外にもいろんな事例がございますし、いろんな形での関係機関の連携や支援は存在するというところでございます。

例えば、ケース①の「就労等を希望している場合」というところを見ていただきますと、オレンジ色の矢印が二方向に向かって繋がっていますけれども、まず上の方にいきますと自立相談支援機関、こういったところで就労準備支援や認定就労訓練などを経て就労に繋がっていくといったような取組、そういったところに繋がっていく。あるいは、下の方にいったいただきますと若者サポートステーションに繋がっておりますが、就労もありますけれども修学支援等も含めて、若者サポートステーションで支援していただけたといったようなことがございますので、そういった個々のケースに応じまして、繋ぎ先が変わってくるというところでございます。

次に、ケース④の「精神疾患等により受診が必要な場合」につきましては、受診の勧めを行うことによりまして精神科病院等への治療やデイケア等につないでいただいて、そこから状況が改善いたしますと居場所に繋がってくる、あるいは就労体験拠点施設といったところで就労体験などに繋がっていただくというような形での支援の流れということを考えているところでございます。そして資料の上の方をご覧くださいませいんですけれども、一番上にはこの検討委員会がございまして、全体の把握していく、色々ご意見いただくことになってまいりますけれども、その下にひきこもり地域支援センターがございまして、こちらの方で支援コーディネーターの増員なども行いますので、そういったマンパワーを活用いたしましていろんな段階でのスーパーバイズというふうに地域の支援力の強化をするといったような取組を来年は確立していきたいというふうに考えているところでございます。

非常に簡単ではございますが、以上で説明を終了させていただきます。

(委員長) 事務局から説明をいただきましたけれども、色々な疑問点とかご意見等、出していただければと思います。まず資料ですけれど、委員さんで分かってない方がいらっしゃるかもしれないんですけど、日本一の健康長寿県構想に基づく資料が「議事資料1」に出ているので「大目標Ⅱ」とは何なんだと思いますけれど、あくまでも日本一の健康長寿県構想で県の方で作っているものでございます。

来年度の取組もでございますけれども、委員の方々にはこれに引きずられすぎないでご意見をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

(事務局) 大事なこと言い忘れしました。すみませんでした。

本日、「ひきこもりの人への支援の方向性及び令和2年度の取組(案)について」ということでご説明させていただいたところですが、本日の会でのことについてご意見をいただきまして骨子をまとめるということにさせていただいて、年度内の第3回目の会につきましては日程調整をさせていただいていたところでございますが、行わないような形で実施させていただければというふうに考えております。どうぞ、ご意見をよろしく願います。

(委員長) 色々なご意見出していただいといたところですね。

県としてこういった日本一の健康長寿県構想でこういうふうに取り組んでいるというふうな所でございますけれども、委員の方々には、ひきこもりのこれからの支援ということでいろんな疑問点とかご意見をいただければと思います。ちょっと大量の資料なので、じっくり見ていただく時間も必要かと思いますが、順次、ご意見を出していただければと思います。

(委員) 非常にシステマティックな感じで対策を採られるというふうに理解をしています。

このアセスメントの対象となる方々の中には、ご家族とかご本人とかが希望してこられた方もいらっしゃるでしょうが、色々な経路で情報が上がってきた方というのが対象になってくるかと思えます。その辺りの主なケース検討の対象者についての考え方を少し教えていただければと思います。

(委員長) 事務局から願います。

(事務局) ケース検討の対象者ですけれども、基本は色々な窓口を通じて相談のあった方ということで、当然、ご本人からの相談もありますし、ご家族や周りの方からのご相談ということも含めて対象にしていきたいというふうに考えています。

(委員長) 他にご意見やご質問は無いでしょうか。

(委員) 前回の時に調査結果出されて、その中でひきこもりになられた要因とかということで大まかに6割くらいが仕事でのつまづき、残りの3分の1くらいが不登校からのひきこもりというようなことで、その部分に重点を置いて、その辺りから取り組んでいくというお話があったような気がするのですが、そんな部分がどんな形で載せられているのでしょうか。

(委員長) 事務局から願います。

(事務局) ここに書いてあることで言いますと、不登校の関連につきましては基本的には教育委員会の取組を中心に進めていきたいというふうに考えておりまして、就労に関するものにつきましては、ここで直接就労を契機にひきこもりになられた方の取組というところは出てきておりません。と申しますのは、まず課題として取り組むというところで「2. 課題」に4つ挙げさせていただいてますけれども、ここへの対応をまずは優先させていただく。今後、

色々ご意見をいただく中で、就労等につきましての支援策を強化させていただければと考えているところでございます。

(委員長) というご回答でしたけれども、よろしいでしょうか。

(委員) すみません。なぜそういう感じだと思うかというところで、私も相談機関でやっていまして、やはり20年とか30年とか長年ひきこもりをずっとされている方、その方は全然世間に知られずということではないと思うんですが、長い間あまり社会から目を向けられないで来られたという方を目の当たりにしてきて、やはり早期に発見、支援ということが大事だと日々痛感しております。前回いただいたように、要因の部分をしっかり見据えて重点的に取り組んで、早めに支援するところが大事なかと私は思います。

(委員長) ひきこもりの方の支援だけではなくて、ひきこもりになって来た背景等に対しての支援はどうなっているのかというふうなご指摘かと思えます。他にご意見は。

(委員) 今回のひきこもり支援策の充実という全体的なところで、非常に就労支援というか、就労に比重を置いたというふうになっていると感じたところです。長年ひきこもられている方がいらっしゃるって、4年間、5年間の目標が就労なのか、今、実態把握されていて、例えば居場所に行くとか、そういうところがまずは優先課題ではないかなと思っています。私どもも、県の方から今回の支援の充実の中身に記載されている中間就労を実施してくれる事業所を増やすということで記載されていますが、例えば「議事資料1」で課題のところ「中間的就労を受け入れる事業所が少なく、希望者のニーズに対応できていない。」ということが記載されていますが、私もこの数字は聞いたことがない。希望者のニーズっていうのが、県として今、何件くらい把握されているのか、それからニーズはあるのかというようなところが1つ確認したい。

そして、そうした中で今、どちらかという自立相談支援機関で対象者が繋がってくる中で、その方たちがどこへ行くのか、どこと繋がるのかというところが今、最重要的な課題ではないかなというところで、令和5年度の目標の就労というところまで一気に進むのか、というところが少し政策全体を見て感じたところです。

あともう1つ、ここは確認というか、「議事資料3」の関係で少し話をさせていただきます。

「議事資料3」のケース①の就労支援・就学支援から上の方に矢印が伸びて①自立相談支援機関、就労準備支援、認定就労訓練というふうに繋がってくるのですが、恐らく、この横にある自立相談支援機関に就労支援という機能を持っている所も多いので、自立相談支援機関で丸ごと家族の生活相談とか困りごとを受け止めるという矢印があった上で、その中から就労準備とか認定、訓練というところには繋がってくるのかなと。矢印としてはそういう流れが実態的なのかなというところを思ったところです。直接、こういうフローというのが想定し得るのかどうかというところを疑問に思いましたので、そこが2点目というところです。

ニーズの把握とか、就労支援に向けたところへの政策課題とか、その手前の段階ということがもっと重要じゃないかという所でご意見とさせていただきたいと思えます。

(委員長) 就労支援の前にもっとやっておくべき支援が必要なのではないかなというようなご意見でございました。まず最初に委員さんが言われました「希望者のニーズに対応できてない。」、どれだけのニーズが把握できているのかというご質問がございましたけれども、これに関しましては事務局の方でよろしいでしょうか。

(事務局) すみません。ニーズにつきましては具体的な把握ということは正直残念ながらできていないところですが、例えば、就労体験でいいますと実際に提供できている作業は農業であったりとか、福祉事業所であったりとかある程度限られているようなところでござ

いましてそういった意味でいろんな業種の方が受け入れていただけるようになれば、体験したいということで扉を叩いてくださる方が増えてくるということを想定しているというところではございます。

それから、自立相談支援機関のお話もございました。確かに、今お話にもありましたように家計改善支援、自立相談支援といったものとセットで就労準備支援等を進めていくのが通常のパターンではないかというご意見だったと思っております。確かに、それはその通りかと思えます。実際、この線の引き方として両方にまたがるような形で書くべきだったのかもしれませんが、実際にはいろんな状況の方がいらっしゃいますので、そこはすみません。その方の状況に応じて、その場で、ケース検討会の中で一番いい繋ぎ方というのを検討していただけたということを考えておりますのでそういった中で対応できるのではないかとというふうに考えております。

先ほど説明を省略させていただいたんですけれども、「議事資料3」のところでケース例の①と④しか説明できなかつたんですけれども、例えばケース②の「外出できるが、就労できない場合」というような方については、「相談支援」、「居場所への誘引」と書かせていただいておりますが、この線で行きますと先程ご指摘がありました自立相談支援機関、その自立相談支援、家計改善支援といったものを踏まえて、また線が伸びて同じく自立相談支援機関の就労準備支援や認定就労訓練といったことへ繋がっていくといったようなつながり方というものも想定をしているところではあります。また、ケース②につきましては自立支援機関に行かずに、まずは居場所で集団活動に慣れたりとかそういったところから始めようといったような形への繋ぎ方もあるのではないかとというふうに考えているところではございます。

そしてケース③の「外出できない場合」につきましては、訪問支援や家族支援という形で考えておまして、この③の矢印を見ますと上が自立相談支援機関の訪問支援ということで先程ご紹介させていただいたアウトリーチ支援員を来年度配置するということをしておりますので、そういった方を通じて支援を行っていく、あるいはその下のひきこもりピアサポートセンターというのも来年度、家族会の皆さんにお願いして進めていきたいと考えていますが、こういったところでの家族の方へのピアによる支援といったようなことも支援の繋ぎ先として考えています。

本当に繋ぎ方は色々あるかと思っておりますので、そこはここに乘せているものだけではないというふうにお考えいただければと思います。

(委員) 1回目を受けて、2回目に向けてここまでまとめてくださったことに感謝を申し上げます。結構、私的には分かりやすくまとめてくださっているというふうに評価をさせていただいています。この形で全てが網羅できるわけではないので、1つの流れの形としてこういう流れがある、その流れにどこがどうやって対応していくかというのが分かりやすくなっていく。それで、実際にやっていく中で皆が「ああ、うちはここできるとな。」とか「ここ、うちには無理だな。」ということがはっきりしていくという点では非常に良いのではないかなと思っております。実際にはやってみないと分からない所があるので、全てを考えた上で動き出すのではなくて、喫緊の課題として動きながら、考えながらつくり上げていくといった形になっていくと思います。

もう1つ考えに加えていただきたいというところが、「就労」という部分を不変のゴールのように考えられてないかなというところが少し気になります。

この6,000人と言われる推計値、それから実際に若者サポートステーションの対象となる15歳から39歳まで、一応49歳に来年伸びる予定でございますけれども、これは国の施策でございますから、うちとしてはがんばりますというところでもありますけれども、その39歳までの中でも3,000人位が就労できていないということが、ちょっと前の国勢調査になりますが出てございます。これだけの数字がひきこもり等で上がりながら、労働力となる若い世代の人数は減ってきている。この中できちんと仕事できて、就労できて、高知が回っていくということ考えたときに、我々が変わっていかなくやいけない、協力していかなくやいけない、連携していかなくやいけないというこの部分に、就労先も入って来ていただかないといけな

い。我々の側だけで変わっても、働き場所として受け止めていただく方々の認識、対応が変化をしてくれないと、なかなか就労はうまくいかないと思います。

10年前、20年前の感覚で、このぐらいのレベルの方がうちに来てくれるはずだと考えていらっしゃる企業主さん、たくさんおいでます。そこへ行って自分たちが話をさせてもらう中で「そのようなレベル方の人数は多くありませんよ。」と。いろんな方を労働力として使っていただきたい。ひきこもっている方が社会へ出てきて自立を目指してやっていく方々も労働力として使っていただきたいということをお願いに上がったときに、やはり、まだそのコンセンサスが上手く取れていない部分があるように感じております。

なので、こういう図式の流れの中で就労に繋げていくけれど、就労として受けてもらう側にもこの議論に一枚噛んでいただくような形で、ひきこもり等の方々を雇用できる高知県を作っていくという意識を持っていただきたい。その意識付けをこの会から発信できないものかというふうなことを考えております。

高知は日本全国で10年先をいっていると言われております。10年先をいっているんだから、10年間の猶予が与えられているという捉え方もできると思います。10年経って日本全国が労働力不足になったら、もう労働力の取り合い。そうなってくると企業の規模や対応力の面でいうと大きな都市の企業に、なかなか太刀打ちできないのではないかと。この与えられた10年間をいかに高知県は使っていくかという部分が非常に大切になっていくだろうと思います。

是非、就労は永遠不変のゴールでは無くて、就労の形も我々から何らかの発信ができていかないかというところをプラスアルファでご議論いただいたらいいかなというふうに思っております。雲を掴むようなご要望をさせていただきましたがよろしく願いいたします。

(委員長) 委員会というのが目先のことで無くて、中長期、どのようにしていくかというふうなところで大事な委員会になるかと思っておりますので、委員も言われましたように就労がすぐといったことでは無くて、高知県というのがどういうふうに社会を変えていくのかというふうなところもすごく大事なところだし、普通の就労がどれだけできてというようなことでは無いんだなところでご意見いただいた方もいらっしゃいます。

現在の就労の難しさもある中で、現実どうなのかということと、将来的に高知の働く場というのをどういうふうに考えていけばいいのかというご意見とかいただければと思います。

(委員) 委員様からご発言がありましたように、ハローワークの現場でも、求職者の方も様々で、もうすでに就労されており、正規の雇用で無くともパート、アルバイト何らかの形で就労できる状況になっている一方、働ける状況が整っていない方も多く見られるようになってきつつあるかと考えるところです。

安定所へ来所される方の中には、何らかの困難な阻害要因を持っていらっしゃる方が増えてきており、ご意見にあったように求人者側、事業者側の意識改革、それは本当に重要なことだと考えています。

ハローワークの窓口、特に障害者とか高齢者の窓口等においては、昔ながらの方法ですが、お一人お一人に合った状況で働ける場を個別に開拓していき、ご紹介していくことに取り組んでいます。また、ハローワーク業務において、求人開拓は重要な業務の1つとなっていますので、求人者、事業所の方へ、就労のあり方、「今までのように一定レベルの方でないと雇えないというような考え方は捨てていただかなければ、人手不足は解消できません。」という話も進めています。

ただ、会社としては人員も不足している中で合理的な方法、できるだけ人間的な分についても軽費が掛からないような形で雇いたいと考えるのは当然ですので、そのすり合わせ等をどうやっていくかということも、ハローワークにとって大変大きな課題だと受けとめているところです。

どちらにしても、「意識を変えていく」ということは簡単にできないので、ご意見にあったような、この会議を通して情報発信していくと共に、私ども労働局、ハローワークも日々の相談、紹介業務の中で、求人開拓、事業所訪問等、地道に努力して参ります。

(委員長) 就労支援だけじゃないよというふうなところと、社会全体で考えていかなければいけないというところもございましたし、あと市町村で個別ケース検討会議していく中で社会参加だけでなく様々なケース検討するので現場は苦勞することも多いかと思えますけれども、最初の議題の最後の話、委員さんにいの町さんは色々ケース会議をされてて、議員さんにも来ていただいていることになるかと思えますけれども、市町村で個別ケース検討会議をするときのご苦勞であったりとか、このようなことをいの町では考えていますというようなご意見とかいただけたらと思います。

(委員) まず1点、個別ケース検討会議においては、前回もお話しをさせていただきましたが、高校を中退してそれから支援が滞っていて長期に引きこもるという方も多くおられまして、そうなるとなかなか社会復帰が難しくなります。そういったことから議事資料3に示された個別ケース検討会議において支援方針を決めて対応するフロー図により流れがすごくしっかり取れていいと思います。相談業務が大事ですので、それは重要なことです。次に予防的な視点で、例えば福祉と教育が、どういうふうに繋がっていくかといったところもフロー図の中に加えていただきたいということを感じております。やはり個別ケースで対応する場合に、もう少し早くかわりがあれば重度化しない場合もございますので、早期に関わりを持ちたいと感じています。お一人お一人、様々な課題があります。このケース③の「外出できない場合」にも沢山の要因がございますので、訪問支援、家族支援、もちろん大切ですが、そこに至るまでに、多くの時間を要します。ご家族さんとの信頼関係ができないと心を許していただけないし、何回も何回もの働き掛けが必要です。まずはご家族さんとの信頼関係をどういうふうに作っていくかという事が大切です。専門職も苦勞しているところです。やはり早くそういった状況を察知できることが大事ではないかと思えます。

様々な事例がありますので、先程の委員長の方からもお話がありましたように、陥った背景をしっかりとって個別ケースの検討会議を行う場合につなぎ先としてどういった資源が必要かといったことも大事だと思います。つながる場所、居場所ですとか、就労先とかなかなか資源が無くて苦慮している状況ですので、そういうことがこういった会議を通じて色々な資源ができていくと有難いと思います。

(委員長) 他にも様々なご意見あろうかと思えますけれども、時間の制限もございますのでこの「(1) ひきこもりの人への支援の方向性及び令和2年度の取組(案)について」については締めさせていただきます。

(2) ひきこもり実態把握調査（素案）について

(委員長) それでは、「(2) ひきこもり実態把握調査（素案）について」ですけれども、ひきこもりの方には色々な背景がございますので、そういったところも実態をどう調査していくかというところで、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局) 「議事資料4」をお開きください。

こちらは高知県内の市町村におけるひきこもりの人の把握状況についてです。令和元年12月25日まとめということで調べさせていただいたものです。「1. ひきこもりの人の把握状況」につきましては、「把握している」、「ある程度把握している」が合わせて26団体で、435人の方が把握されていることが分かっています。

把握の方法につきましては「2. 把握方法」については、機関を通じての把握につきましては社会福祉協議会、行政、地域包括支援センターがトップ3になっています。個人で言いますと、民生委員・児童委員、家族の方、保健師、医療関係者の方、こういったところを通じての把握が多いという調査結果が出ております。

また、「3. 把握しているリストの項目」については、前回ご紹介しました、自治体での把握状況に基づきまして、実際同じようなことを把握されているかということをお聞きしたところ、かなり多くの自治体で氏名も含めて状況を把握しているということが分かりました。

次に、「議事資料5」をご覧ください。「1. 現状及び課題の分析」のところですが、(3)のところに書いてありますように、今後検討委員会で審議を行う上で県内の実態把握が不可欠であろうというふうに考えております。また、厚生労働省の調査によりますと、実態把握を全国各地で実施しておりますが、実施した自治体の65パーセントが民生委員・児童委員さんのアンケートによって実施しているという実態がございます。

次に、「2. 調査目的」ですが、先ほどの委員会の審議ということは当然ありますが、この調査の目的としましては、ひきこもりの概数等を把握しまして、県及び市町村において、施策展開を検討していくための基礎資料というところでの調査でございます。

そして、「3. 調査対象」としましては、厚生労働省の科学研究の中で「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」というものがございまして、こちらのひきこもりの定義を使って実施したいと考えております。具体的には、こちらの囲みにございますように、「様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6箇月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態の方」ということで、その後ろの括弧書きにありますように「重度の障害、疾病、高齢等で外出できない方」はここに入れないといったような条件に当てはまる方を調査対象とさせていただきたいと考えております。

そして、「4. 調査の概要」ですけれど、調査基準日を令和2年4月30日にして実施したいと考えております。方法につきましては、民生委員・児童委員さんを対象にアンケート調査という形で実施します。実施のやり方としましては調査会社への委託という形で行うこととしたいと思っております。調査項目につきましては、この後調査票をご紹介しますので、その中でまたご説明したいと思っております。調査票の内容につきましては信頼性を高めるために公衆衛生学の観点からアドバイスをいただくということで作成段階から大学教授等の有識者の意見を聞くという形で進めていきたいと考えております。また、分析結果の取扱いにつきましては県と市町村、それぞれの市町村で共有することとして、この委員会での報告、審議をもらいましてもう一步進めた調査の実施が必要であるかどうかということも検討いただければと考えております。結果につきましては、ホームページ上での公表を行いますし、また県ではひきこもりの人の支援検討に活用して支援強化につなげていきたいと考えています。また、市町村におかれましても、この調査結果を踏まえまして、取組をしていただくという場合に県としても支援をさせていただいて県全体のひきこもり支援を強化することにつなげていきたいと考えております。

続いて、「5. スケジュール」としましては、まだ案ですが、さきほど申し上げた有識者の意見を4月上旬にお聞きをしまして、4月下旬には民生委員・児童委員さんへの説明を行い、5月上旬にはアンケート調査票が発送できると思っております。1箇月程度の回答期間

をおきまして8月くらいまでにかけて回収結果の集計を行うということで、9月頃に委員会での報告ができると考えているところです。

続いて、「6. 調査の流れ」としましては、左から2つめの高知県というところの①のところ、県で調査票の作成を行って調査会社に委託して、調査会社から調査票を民生委員・児童委員さんに郵送で送らせていただきます。そして、民生委員・児童委員さんにおかれましては調査票へ回答をしていただくということですが、回答にあたりましては担当区域の範囲で、把握できる範囲で調査票に記入していただくというところで考えております。その際には氏名、住所といったような個人の情報につながるような情報は収集しないこととしております。調査票の返送後、調査会社に送りまして集計、分析を行って、県に提出するというので、県は提出された資料に基づいてひきこもり支援策の強化につなげていく。そして、その結果につきましては各市町村にも情報提供して各市町村においても取組強化につなげていくといったことを考えております。こうした流れで実態を把握していきたいと考えております。

最後、「議事資料6」でございます。これが今回アンケートの調査票の素案ということでたたき台でございます。この1枚目のところにひきこもりの人の判断のフローチャートということで先ほど申し上げたような条件に当てはまるかどうかということを通して見ていただくと判断できるような形で作らせていただいているところでございます。

3ページ目以降が、実際の調査票の中身になりますけれども、まずは民生委員・児童委員さん自身の状況についてお聞きをするというところで、最初に単刀直入にひきこもりの人がいるかないか。過去の状況をお聞きした後、ひきこもりの人がいた場合にどの相談機関に相談しようと思えますかといったようなことでありますとか、支援で困っていることがありますかといったこと、そしてその次、4ページですけれども民生委員・児童委員さんとして今取り組んでいること、あるいは取り組んだこと。そして、今後取り組んでみたいこと、そして、支援策で必要と思われることをお聞きをして、その後は6ページ以降の個別の調査票の方を記載していただく形を考えております。

地区内にいらっしゃらない場合は必要ないんですけど、もしいらっしゃる場合は各ひきこもりの方ごとに個別調査票を書きたくて思っております。ちょっとここがなかなか手間を取らせるかなといったところでございます。個別調査票におきましては性別、年齢、同居者の有無、同居者が居る場合はどんな方と同居されているか。

そして、7ページにまいりまして、同居家族の中にその方以外にひきこもり状態の方がいれば教えてくださいということで子供さんがひきこもりの場合に、親御さんがひきこもっておられる、あるいは兄弟のひきこもりの方も結構多いということでございまして、こういったことも合わせてお聞きしたいというふうに考えております。そして、5番、その下ですが、その方の状況、ひきこもりの方の外出状況について、あるいはそういった方がいらっしゃることを知ったきっかけといったようなことについても教えていただきたいと考えております。また、ひきこもっている期間ということで、1から9まで聞いているところでございますけれども、これにつきましても若干国の調査とは違う部分もございまして、こういった形でやっつけようと考えております。

そして、8ページですけれども、ひきこもりになったきっかけというところでございまして、上から5番目までが主に学校に関するところ、小学校、中学校、高等学校、あるいは受験に失敗したこと。そして、6番目から8番目までは主に職場に関することになるかと思えますけれども、就職活動がうまくいかなかった、職場になじめなかった、人間関係がうまくいかなかったといったところ。9番目以降はそれ以外の病気であるとか退職とかといったことについて、ひきこもりの原因となったかどうかということでお答えいただくというふうに考えております。

そして、その方への支援の状況ということで、現状どういう状況か。そして、暮らしぶりについてもお聞きしたいと思っております。暮らしぶりにつきましては、結構親御さんの年金だったりとか生活自体に困ってないといった場合に、なかなか外に対して支援を求めたりしないような傾向もございまして、そういったことなどについても今後調査の中でお聞きしたいというふうに考えております。

そして、11番ですけれども、その方が就労を希望していますかということで、ポイントになろうかと思っておりますので一応ここについてはご存じでしたら教えてくださいというところがございます。

そして、9ページの12番ですけれど、現在民生委員・児童委員さんとの関わりがあるかどうか、そして、13番でそのひきこもりの方についてどなたかに相談されましたかというところで一通りのアンケート調査とさせていただきたいというふうに考えております。

個別の回答につきましてはなかなか言いづらい部分もあろうかと思っておりますので、これはあくまで分かる範囲でということで回答をお願いしたいと考えております。

今回こういった形で調査票案を作らせていただいておりますが、実は香川県で同様の調査をしております、概ね香川県の調査項目などに倣って作らせていただいているところがございます。

説明は以上になります。

(委員長) 事務局の方から実態把握の調査の素案についてのご説明をいただきましたが、疑問点、ご意見ございましたらお願いします。

まず、私の方から。福祉保健所と出たり保健所と出たり言葉が統一されていないところがあるなど、さっき見て思ったので。高知市だと保健所。県の福祉保健所は福祉保健所になりますし、福祉保健所というのが民生委員・児童委員さんが十分に分かっているのかどうかということもございますので、そのあたりなんかも説明が十分ないと分かりにくいんじゃないかなと思っております。項目かなり細かいので、大変だなと思いましたが。すみません、私だけでなく委員の方のご意見等いただきたいと思っております。

(委員) 広く調査をしてみるというのは意味があることだと思います。香川県が実態調査をされたということのを伺ったのですが、感覚的なところにはなるのかもしれないですけれども、今回、民生委員・児童委員さんに実態調査をすることによって出てきた数値と実態の部分がどれくらい把握できるのかというズレがあるのかないのがすごく気になるところです。というのは、いの町さんや須崎市さんで、すでに個別のケース会議をやれているところはいろんなケースが上がってきていると思います。今回、なかなか表に出ないケースについての調査をしようというところでは、難しい調査なんだろうと思うのです。ひきこもりの概念って非常に様々だと思いますし、書く人の主観みたいな所も結構多いと思います。それで言うと、実態調査を信じるというよりも、あくまで把握されたところと市町村単位での実態とか現場で支援をされている方の感覚とのズレをどうしても調整する作業が必要なんだろうと思います。調査をするにあたって気になる点としてお伝えしておきたいなと思えました。

(委員長) ご意見、ご質問出たと思いますが、香川県の方で実態と民生委員・児童委員さんの入られたアンケート調査で齟齬が生じる場所があったというような情報ございますか。

(事務局) 今、そこまでの情報は私の方では存じ上げていませんが、香川県の方に聞いてみて、そういったところを確認してみたいと思います。

(委員長) よろしいでしょうか。

(委員) 前半の質疑で気になったので。個別ケース検討会議がとても大事だと思っております。いの町さんとか須崎市さんとかのように、ひきこもりをテーマにした個別ケース検討会議がいいのか、例えば、高齢であったりとか、就労だったり自殺予防だったり、いろんなケース検討会議が多くなる中で、地域課題がある中でケース検討はされていくと思うのですが、あまりひきこもりというところだけに特化しすぎると、その部分だけやれば良いということではなく、複合要因でできているということで考えていくことも大事です。個別ケース検討会議の市町村の実態に即したアドバイスだったり、やりやすく負担がかからないケース検討ができる仕組み作りの部分とか支える仕組みがあって、実態調査がそれに対しての感覚のズレ

を補正してくれるものになってくればいいなと思っているので、そのあたりの個別ケース検討会議の、各市町村の現場で対応している方のやりやすいような仕組みが今後充実してくるといいのかなと思ったところです。

(委員長) 個別のケース検討会議、これやるとなると全市町村、かなり大変かなというようなところもございまして、それをバックアップするようなシステムは県としてどこがバックアップしていくのかと、福祉保健所になるのか、ひきこもり地域支援センターもございまして、支援の流れに行く前の一人一人の検討も充分するというのと、今回の実態調査をして、それをどういうふうに個別ケース検討会議の中で反映させるか。様々な個別ケース検討会議が市町村で行われていますが、その実態に合わせたようなところで何とかつながればと、委員さんのご意見をいただきながら私も思ったところです。

(委員) 先ほどの委員からのご質問と関連してくるのですが、この調査は2部構成になっているのではないかと思います。担当の方が地区で把握している内容に関する調査とひきこもりの人の個別調査ということだと思います。個別調査に関しましては、地区の担当1人に複数のひきこもりの方がいらっしゃる事が想定されると思います。そういった場合にこの調査用紙を拝見したところ3人分のアンケート用紙が添えていて、足りなければコピーするという話ですが、たぶんコピーしてまでやらないのじゃないかなと思うのです。それで、実際に香川県でやられた時の回収率とかのデータは必要なのかなという印象はあります。

それで、もしもきっちり正確にやるとしたら、モデル地区として3つぐらいの市町村に絞って民生委員・児童委員の方々だけでなく、各地の保健師さんなり担当の行政の方たちの方にも協力してもらって実施し。すべての地区で正確にというのはちょっと厳しそうな気がします。そういったことも含めてコメントをいただくのがいいのかなという印象を受けました。

ですので、香川県を参考にとということですけども、それ以外の地区の実践例を参考にしながらというのもあるのではないかなという気がしました。

あと、前半の方に関してですが、質問項目が増えてしまうと回収率が下がる可能性もありますので、あまり多めにするのは難しいのかなと思いますが、今回、令和2年度に入ってから調査となりますので、令和2年度からの新規に拡充して行うような事業に関してどのような意見を持っているかということも分かれば、PDCAサイクルに乗せやすいのではないかなという気がしましたので、そういったものも加えていただくと、今後につながるのかなと思いました。私からは以上です。

(委員長) 委員からご意見いただきましたけど事務局の方から回答できるものが何かございましたら。

(事務局) 香川県の有効回収率をお聞きしておりまして、出した民生委員・児童委員さんに対して帰ってきた民生委員・児童委員さんの数ということなんですが、87.2%というようなところでございました。先ほどお話しもございましたように3人超えた時にちゃんと返してくれるかどうかというところは、これでは伺い知れないところだと思いますので、そういった意味では、確かになかなか難しい部分があるかと思いますが、ただ民生委員・児童委員さんのご協力としてはかなりいただいたのかなというふうに受け止めるところです。

(委員長) よろしいでしょうか。

(委員) 調査のやり方、手法のところでも気になったところがあります。今回民生委員・児童委員さんが昨年12月に改選されたということもありまして、非常に新しい新任の民生委員・児童委員さんが約2割程度なられています。この方たちが今年の5月にアンケート調査を受け取ったとしても先ほど委員さんが言われたように、ひきこもりの概念を十分に頭で分かっていない。残念ながら昨年12月でベテランの方がたくさん辞められておりますので、非常にこ

の調査が難しくなるのではないかなと思っています。

私は、高知県社協の私の部署で民生委員・児童委員の県の事務局も預かっている関係で、4月の総会で説明会ということではあるのですが、例えば、この調査の目的が最終的に市町村で取り組みを推進・評価をしていくということを考えていけば、やはり調査の中で市町村さんに関わっていただくということはできないのかどうか。市町村が地域の状況を知った上でこの地域の中でどういうアプローチを進めていくのか、どういう支援策を考えていくのが大事だとすれば、調査会社から民生委員・児童委員さんに直接行くのではなくて、前段の市町村の段階で民生委員・児童委員さんの定例会の時にひきこもりという概念の説明であるとか、この支援はこれだけ重要なんだということをお伝えしていただくことによって調査の回収率も非常に上がるのではないかなと思っています。

9月の報告書という期限があるのですが、今回この調査は非常に大事なものだと思いますし、私も香川県から民生委員・児童委員さんがアンケートに対して協力的だったと聞いていますので、この機会により丁寧にやることによって回収した後も支援とか、民生委員・児童委員さんとの協力関係も非常にうまくいくと思いますので、そういった調査のプロセスをお願いできたらと思います。

(委員長) 時間が掛かるかもしれないけれど、しっかりと民生委員・児童委員さんにご理解していただいたり、市町村の方に重要さをご理解していただいたりというような大事な所でアンケートさえすればいいんだという形でデータだけもらえばいいという形にならないように、貴重なご意見だったと思います。他にご意見などございましたら。

(副委員長) 非常に多面的なアンケートだと思います。より実態が分かればありがたいです。

1つだけ追加があるとすれば、このひきこもっている方々が何をしているかを加えておいていただければと思います。

例えば、ユーチューバーをやっていたり、場合によってはゲームを誰かとしていて、ネットワークを持ってやっているとか、一口にひきこもりと言っても、どういう形でひきこもっているかという実態や中身が見える項目を入れていただくといいかと思います。

(委員長) 現にひきこもりの方がどう生きているのかというところも実態として知って、そのひきこもりの方を何とかしなくちゃいけないというふうなコメントに陥らないようにというところもあろうかと思っています。他にご意見は。

(委員) 今、項目の話が出たので、ちょっと追加と言いますか。個別調査票の8ページの11、就労の希望は聞かれているけど、こういうふうになりたいというのがあるのかなのかが分からないので、そこも含めてなのですが、「3 就労を希望していない」、「4 不明」ではなくて、どういう支援があればいいのか、どうしたいのか、希望というものが、もし聞けるのであれば聞いてみてもらえるといいのかと思いました。

先ほどの実態としてどういうふうに過ごしているのかと合わせて、その方たちがどういった希望を持っているのか、若しくは、そこも見えない状況なのか。ここまで項目があるので、「その他」でも付けておいていただけるといいのかと思いました。

(委員長) なかなか、それこそ民生委員・児童委員さんそこまで把握してもらうのはなかなか大変だと思うので、なおさら民生委員・児童委員さんに凄く理解していただいて、地域と一緒に考えていくというふうなところをやっつかないと、現在どうしているのか、どうしたいと思っているのか、すぐに民生委員・児童委員さんに聞けるくらいなら、市町村は苦労してないと思いますので。また、その点よろしくお願いします。他にご意見ございませんでしょうか。

(委員) 高知市でございませう。高知市の方は調査は行っていないという回答だったと思いますが、けれど、ひきこもりの人は高知市が一番多いかなと思っておりますが、やはり、他の市町村

と比べて都市化していますので、隠れている人が結構いるのかなというところがございます。

それは第一弾で調べたらいいと思いますけれど、このスケジュールを見ますと、やっぱり高知県民生委員児童委員協議会連合会の総会一発で決めるのはちょっと乱暴ではないかなと。やっぱり、先ほど委員さんが言ったように、「ひきこもり」という共通認識を民生委員・児童委員さんに持ってもらうというのも大事じゃないかなと思います。高知市の場合でも、高知市民生委員児童委員協議会連合会の会合や地区長さんの会がございますので、そういった部分で丁寧に説明していく必要があるのかなと思います。

それと、個別調査票はちょっと細分化しすぎなのかなというところではありますので、項目をもう少し絞っていただければ民生委員・児童委員さんも書きやすいのかなと思います。

4月上旬に説明会で意見を聞くということですが、ここについても、何とか資料を民生委員・児童委員さんに届けられるような格好で取組を進めていただけたらなと思います。

(委員長) 高知市は人口的にも一番大きなところになると思いますので、高知市としての取組も大事になってくるので、きっちりしたやりとりをしていただければと思います。他にございませんでしょうか。ちょっと時間的にもありますので。

(委員) 「議事資料3」で居場所と中間的就労の関係がここから見えてこないというのがあります。居場所というのは非常に大事なんですけど、同じように試験的な就労も重要だと思っております。この居場所から試験就労をどう取り込んでいくのかは大きな問題だと思っております。

県の農福連携が始まってから、やいろ鳥の会が運営する居場所から、ナス農家、ネギ、その他の農家へほとんどの人が何らかの、週に1回とか、あるいは毎日とか、働きに出ようになりましたけれど、今まで居場所に10割のウェイトがかかっていた人が、例えば5割を試験就労に場を移す。自分がしんどさを確認しながら、もうちょっと行けそうだなと。その試験就労の方に7割ウェイトを移して、あるいはしんどくなってきたから試験就労の方を3割にして、居場所の方にウェイトを戻そう。そういう形で行ったり来たりしながら徐々に自分が納得できる働き方を探していける。そういう寄り添いができたらいいんじゃないかなと思っています。

じゃあ、「居場所って何をするとところや。」って、よく聞かれるんですけど、いろんなことをしてるんですけども、一口で言うと、人間関係のリハビリをするとところだと思っています。人との距離で自分が傷つかないような方法を自分が見つけることができれば試験就労に向かって1歩、2歩進んでいけるんじゃないかなと思います。その橋渡しを丁寧に時間をかけてやっていきたいなと思っています。

つい最近、やいろ鳥の会に入会する人の中に、十数年前にやいろ鳥の会に入っていて子供が働き始めたので退会しますと退会した人がおまして、その人が10年後にまたひきこもった。10年頑張ったからもう大丈夫だと親は信じていたのに、そして、その親はもう一回やいろ鳥の会のドアをたたいて入会させてくれということになったんですけど、ひきこもるといふことの前に必ずきっかけがあるはずなんです。そのきっかけは分かりやすいので、皆さんきっかけを探そうとなさるんですけど、今回の相談の場合は先にひきこもっちゃったのですね。出社できないから退職ということになった。退職したからひきこもったのじゃないのです。きっかけに対応する真因があるはず、本当の理由が。これをケアしていかないと就労ができてもまたリバウンドするのではないかな。それがKHJ全国ひきこもり家族会連合会でもどこへ行っても共通した永遠の課題みたいに言われています。そこら辺のまたやいろ鳥の会としても到達できていない要因がいっぱいありますので、そういうところも加味していただければいいなと思っております。

(委員長) 大変重要なところだと思います。私も委員長をしておりますので発言を控えておりましたが、この中にあるアセスメントでも一方通行のアセスメントではなく、行ったり戻ったりするというようなところ、相談支援というのはずっと続いていくものですし、それこそご本人さんたちがいかに苦勞しながら生きて生活していらっしゃるかというようなところへ

の支援というところで市町村や福祉保健所等々、連携しながら相談支援を十分にやっていった上で社会参加出来る方は社会参加というようなこともあるでしょうけど、なかなか生きづらさを抱えている人への支援が表の中には乗ってきにくいところではございますけれど、そのあたりも十分にやっていくということをひきこもり支援でも大事にしていただければと思います。最後に当事者、家族の方のご意見で時間的にも限りがありますので、この議題については終わりにさせていただきたいと思います。

4 関係機関の取組状況

(委員長) 続きまして、関係機関からの参考資料をいただいておりますので、それについてご説明をいただきたいと思っております。また、先ほどまで色々議論出ましたので、それについてまとめて事務局から説明していただけるかと思っております。

それでは「参考資料1」からいきたいと思っております。

(委員) 時間がございませんので、かいつまんでお知らせします。

「参考資料4」です。今までの議論の中にもいくつか出てきましたが、就職氷河期世代という捉え方、政府で取りまとめました「3年間の集中プログラム」、昨年6月に骨太方針の中に「就職氷河期世代支援プログラム」というものが盛り込まれ、また昨年12月には「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」が閣僚会議の中で取りまとめられました。

その中の厚生労働省のプランとして、各種政策を積極的に展開していくということになっています。ひきこもりの方々に向けての支援ということですが、「Ⅰ 主な支援対象」は「不安定な就労状態にある方」、「長期にわたり無業の状態にある方」、「社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方）」、この3つの対象者が各支援対象となっています。

「Ⅱ 主な取組の方向性」は、次のページの「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン（全体像）」あるように、ハローワークは、若者サポートステーション様とか生活困窮者自立相談支援機関、障害者就労支援機関の方等、いろんな支援団体とつながっています。

今までも連携して支援に取り組んできましたが、今回の支援プランは、先ほどの3つの対象者、左のブルーのところにある3つの対象の方に対して特化してやっていこうとするものです。図の中で、赤字で「新」となっていますのが新しい施策ということになります。まず、各都道府県レベルでのプラットフォーム、これは高知県様と今後詰めていく形になりますが、高知労働局、経済団体等各種関係機関とつながって、協議会を持ちまして、その中でどう取り組んでいくかということの支援計画をまず作るということになっています。それから、やはり各地域に落とししていくということが必要ですので、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センターさんとか家族会、若者サポートステーションさん、生活困窮者自立相談支援機関と市町村レベルでつながるプラットフォームも作っていくということになります。

プラットフォームの方は、全国で先行している県は、まだモデル事業として、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県が現在先行してやっているところです。先行県に引き続き、令和2年度から同様の取組を高知労働局も実施する予定ですが、プラットフォームとして全国初の取組は、3月に入って大阪府での事業所向けのセミナーが初めてですので、その動向も踏まえ、6月上旬までの間に第1回目の協議会を開催、夏にかけて事業計画を策定するスケジュールで今から取り組む予定になっています。

また、支援の方向として、ハローワークには様々な部門があり、障害者や高齢者の方向への支援もありますが、それ以外にこの4月に専門窓口、就職氷河期世代の求職者の方（不安定な就労の方、長期の方、ひきこもり支援）に向けて、支援を行う専門窓口を設置することになっています。

「ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施」、これは各機関と連携してということになりますので、職業訓練の斡旋であるとか、面接の仕方の支援であったり、また就職先の求人開拓も含めてということになり、支援をしていく過程の中で各関係機関とつながりながら、チームで支援、きめ細かな相談をやっていくということになります。

最後のページが春から始まります、県レベルのプラットフォームによる支援のイメージ図ということですが、今後また関係機関様、こちらにご参集いただいている委員の皆様方とも、関係団体ともつながっていかなければならないかと考えていますので、またご協力方よろしくお願ひします。

先ほど家族会の方からもお話がありましたように中間的な就労、単発でというような、農福連携なんかも今動いているようですが、こちら資料の方には詳しいことが掲載されていませんが、新たな施策の中に短期的な職業訓練だとか、職業体験等も支援の中に盛り込まれる

予定になっています。また、高知県様も就業体験については今までもご経験等もございますので、高知県様とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

手短で雑ばくなご説明で申し訳ございません。以上でございます。

(委員長) 短い時間で丁寧にご説明いただきました。質問等あろうかと思いますが、最後までまとめて質問等は受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、「参考資料2」についてご説明をいただければと思います。お願いします。

(委員) それでは、「参考資料2」の「子どもの心の診療ネットワーク事業」に関して説明させていただきます。

この事業自体は10年以上前からありますが、東京にあります国立精神・神経医療研究センターを中央拠点病院と設定しまして、都道府県が申請して「子どもの心の診療ネットワーク」というものを構築するというものになっております。

目的としましては、「発達障害、うつ、摂食障害、不登校」ですね、それ以外にも「自殺」だったり、「親の精神科的課題」とか、「身体合併症など」、「子どもの心の診療ニーズの高い事例に早期に円滑に対応するために、県内の医療・保健・福祉・教育など関係機関が連携した専門的な地域支援体制の構築」ということになります。

先ほどの議論の中でも、予防的な関わりが重要だというご意見があったと思います。やはり、現場で実際に対応しておりましたら、ひきこもりに関しまして、不登校がきっかけの3割以上となっており、実際不登校になりましたら教育関係の支援を受けることがかなり難しくなります。

そのため、担当する領域の関係機関の連携が必要で、不登校の前からの支援が重要だと考えられております。具体的にどのようなことを行うかといいますと、「高知大学医学部附属病院子どものこころ診療部を拠点病院として、県内の医療・保健・福祉・教育など多領域の関係機関が連携し、心の診療を必要とする子どもや家族が、早期に適切な専門的支援や治療を受けることができる支援体制を構築する。」

そのために、「① 円滑な地域連携体制の構築」ということで専属の心理士や精神保健福祉士の雇用をしていく。後は「② ケース相談会・研修会」を圏域別に実施すること。さらに、「③ 地域住民への情報提供」、「ホームページの整備、市民公開講座」ですね。そういったものを実施していければと考えております。

特に発達障害など、高知県に関しましては児童精神科医がこの数年間、かなり人数が少なくなっておりますので、いろいろな所にそういった新しい知見が増えてらっしゃらないという印象をこの1年間で感じております。そのため、発達障害に関して特に、感覚の問題とか、言葉の問題、環境調整とか、不安とか、いくつか重要なキーワードがあるのですけれども、そういったものに対する体制、支援に関しては地域の理解の下に行っていくのが重要だと感じておりますので、こういったネットワークを通じて研修とか啓発を地域で行っていくことで、成人発達障害への対応なども行っていただければと考えております。以上です。

(委員長) 私からも質問したいところですが、最後にまとめて聞きたいと思います。

続きまして委員さんから「参考資料3」についてご説明をお願いします。

(委員) 「参考資料3」は居場所「といろ」の利用実績を書いたものです。

平成29年度、平成30年度は当事者の延べ参加で600人とか500人のレベルだったのですが、令和元年度に入って、農福連携で仕事に出始めると俄然その居場所に来る回数がごっそり減るというのが如実に数字に出ております。農福連携で仕事が無くなったという場合は居場所に来て、いろんなおしゃべりをするという利用の仕方を当事者の人たちが自然にしているのかなと思っております。

これからどういう推移をたどるのか分かりませんが、また新しく居場所に参加してくれる人ができたら嬉しいなと思っております。

それから、訪問支援は基本的に、平成29年度、平成30年度はほとんどやっておりません。令和元年度になってから「ひきこもりピアサポーター」の養成講座に行き、その関係で試験的に訪問支援をやってみたらということでも数が急に増えております。

それとはまた別に、ピアサポートの対象が当事者に限らず家族、特に親に対する訪問支援も増えてきています。訪問支援に行っても直接ひきこもる子供に会えない場合は、まず親との面談で親の安定と基本的なひきこもりへの対処について指導することも視野に入れていきます。そうすることで間接的に子供が家の中で安心して過ごせる環境を作り出そうとしています。

これからは居場所と平行して訪問支援というところにウェイトが移っていくだろうなと思っています。当事者9名が「ひきこもりピアサポーター」の養成講座を受けまして、全員認定されたのですが、そのまま訪問支援に使えるかと言ったらとてもじゃないけれど、それほど訪問支援は甘くないので、やはり指導してくれる人、スーパーバイズしてくれる人ほしいなと思っていたら、この「議事資料3」の中にひきこもり地域支援センターがいろんな機関のスーパーバイズをするということが出てますので、これやこれやこれがあるんや、これが無かったら安心して訪問支援行けんわと思いました。

まだ、よちよち歩きでやっと始めようというところですので、よろしくをお願いします。

(委員長) 委員さんからご説明いただきました。続きまして、「参考資料4」のところ、高知市の委員からご説明いただけたらと思います。

(委員) 「参考資料4」からご説明をさせていただきます。

高知市の方では左の枠にありますように取組といたしまして、今年度、「(1) 市内連携体制の強化」ということで私の方も専属で地域共生社会の推進を目指して新たなポストにつきました。「(2) 「地域力の強化」と「包括的支援体制づくり」」、これについては、「ほおっちょけん相談窓口」というのを令和元年11月5日に開設しています。別途で配らせていただきました緑色のチラシがございます。薬局さん、行政はなかなか敷居が高いかもしれませんので、気軽に相談できるのではないかと、薬局さんと社会福祉法人さんのご協力によりまして、「ほおっちょけん相談窓口」というのを設置をいたしております。本年度はモデル5地区。旭、江の口西、三里、一宮、春野に26箇所、薬局が22箇所、社会福祉法人が4箇所、開設させていただきました。裏を見ていただきますと、「ほおっちょけん相談窓口」の名前の記載をさせていただいております。併せて、行政等の相談窓口というのも記載をさせていただいておりますので、ひきこもりで困っているということであれば、この窓口にご相談していただければ、つながっていく仕組みとなっているところでございます。

次に「(3) 社会資源情報 収集・提供体制構築」というところでございますが、これは裏面を見ていただけませんか。令和2年1月31日に運用を開始しています。名称が「高知くらしつながるネット」、愛称が「Licoネット」といいます。「Lico」とは暮らしの「living」と「connect」を合わせた愛称でございます。目的といたしまして、総合的課題を抱える方への効果的な支援につながるのではないかと。また、地域にある資源を見える化することで不足するサービスを作り出すといった地域課題の解決に向けた取組が推進できるのではないかとこのところではございます。掲載情報については「市内の医療、介護、障害、子育て、地域資源」の5分野となります。右の方に絵柄がありますけれど、5分野のサービスを搭載しております、大体2,700件ぐらいが入っているところでございます。

このLicoネットにつきましては、市民向けと支援者向けの2種類を用意しております、市民向けは簡単なものでございますけれど、支援者向けはもう少し詳しい情報が入っているところでございます。

「参考資料4別添」を見ていただきますと、これが支援者向けのページでございます、これはIDとパスワードでログインしていただけるという格好にしております。

「イベントカレンダー」については、研修情報とかイベント、高知市のイベントなんかも閲覧できる格好でクリックしていただきますと出てきます。「情報を見る」というところの「サービス情報一覧」には市民向けよりもかなり詳しい情報が入っております。また、「提

供者一覧」というのは2,700件のデータを一覧で見ることができます。

さらに「グループツール」というのを使いまして、「掲示板」、さらに、「会合調整&選択確認」では出席確認までできます。ある一定、このグループ管理の方でグループで管理をしていただけるようにしますし、修正があった場合はそのまま事業所さんの方で入れていただくようになっているところでございます。

これについては市民の皆さまに「参考資料5」で広報してまいりたいと考えております。

詳しくは高知市のホームページ、トップ画面に出しておりますので、またご覧いただければと思います。

(委員長) かなり先進的な取組になっているかと思えます。県のひきこもり支援とコラボできればと思いました。

続きまして、「参考資料6」につきまして説明をお願いいたします。

(委員) 安芸福祉保健所圏域で行っております農福連携の取組につきまして、ここの「17-31ページ 地域の仲間をつなぐ! 安芸福祉保健所自殺未遂者相談支援事業」に私どものところの公文が執筆いたしましたところがございます。この中に、ひきこもりの方の就農していく過程を克明に詳しく記載しております。そういう事例とかそういうものの、まとめをさせていただいております。

このQRコードを打ち込んでいただきますと、PDFファイルが出てきます。その中でこの該当ページを読んでいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。QRコードですとスマホでも十分読み取れますのでよろしくをお願いいたします。

(委員長) 最後の資料、「参考資料7」と「参考資料8」でございますけれども、「参考資料7」に関しましては、ひきこもり地域支援センターのデータになります。後でご覧になっていただければと思います。

「参考資料8」ですけれど2月15日(土)に私どもが主催で行います「令和元年度 ひきこもりに関する普及啓発講演会」ということで「参考資料8」の裏側にありますけれども、ジャーナリストとしてひきこもりにずっと取材して発信されております、KHJ全国ひきこもり家族会連合会の理事でもございます池上さんにおいでいただきまして、「ひきこもり8050問題～周囲ができること～」ということでご講演いただきますので、是非参加していただければと思います。よろしくをお願いいたします。

以上で、参考資料の説明を終わります。いろいろご説明をいただきましたが、この時点でご質問やご意見とかございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。では私の方から。

地域でケース相談会・研修会を実施するとありますが、これは手を挙げればやっていただけるということでしょうか。

(委員) そうですね。そのあたりの具体的な方法については今後詰めていこうとは思いますが、ニーズの高いところから、大体の考え方のパターンを事業を通してご理解いただくことで、それぞれの地域での他の事業に関しても大分やりやすくなるのではないかと考えております。

(委員長) どの地域にも来ていただけるのですか。

(委員) うちの方では、圏域別を実施することを考えております。内訳としましては、学校で言えば、1学期から3学期まで、各学期に1回ずつ実施できればと考えております。

(委員長) 他に皆さまのご説明でご意見とかございませんでしょうか。

無いようでしたら以上で、令和元年度第2回高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会の協議は終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、時間を押してしまいましたが、予定しておりました議事が終了しましたので、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

(事務局) 一点事務局の方から連絡させていただきます。来年度の委員会の実施についてですが、また改めて調整させていただきたいと思っておりますが、年度の早い時期に委員会を開催させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5 閉会

(事務局) 長時間にわたりまして熱心なご議論ありがとうございました。これで令和元年度第2回高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会を閉会いたします。皆さま、本日はどうもありがとうございました。

(閉会)